

条例の項目に沿った現状と課題等

	基本的施策	条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
1 子どもの健やかな成長の促進	(1) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援	第8条	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼児期の教育環境が変化する中で、公立・私立、幼稚園・保育所という垣根を越えて、県・市町村、教育・福祉が連携しながら幼児期の教育を推進していく必要がある。 ◆待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められており、資質の向上を図る必要がある。 ◆認定こども園の制度が十分に浸透しておらず、認定こども園への移行が進んでいない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの健全育成のための地域社会、教育現場、行政機関による幼児教育に対する連携強化と、適切な教育支援をするための体制整備。 ◆保育所等の整備による入所受入児童数の拡大と、質の高い保育の実施。 ◆「認定こども園」の普及及び幼稚園及び保育所からの移行促進。
	(2) 子どもの意見の尊重	第9条	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもは社会的に弱い立場にあり、その基本的人権が不当に侵害されやすいことにかんがみ、子どもが自らの意見を、子ども自らの言葉で述べる機会を確保し、尊重する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもが社会の一員として意見を表明できる機会の確保。 ◆子どもの意見が適切に反映される環境整備。
	(3) 子どもの社会参加の促進	第10条	<ul style="list-style-type: none"> ◆核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子どもが学校、地域等で自発的な活動をする機会が減少している。将来、社会人として自立する上で、必要な能力や態度を育てるため、子どもの社会参加を促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの成長段階に応じた、社会奉仕体験や地域活動への参加促進。 ◆市町村教育機関との連携による地域におけるボランティアの育成と、社会貢献活動に対する意欲高揚。
	(4) 育ちの場の充実	第11条	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒のコミュニケーション能力の低下とともに、地域における体験活動等への参加の機会が減少しており、子どもと他の世代との交流ができる場の確保が必要である。 ◆共働き家庭であっても、幼稚園に通園している子どもは、通常の教育時間終了後や休業日等に保育を必要としている。保育所においては、待機児童の解消及び多様化するニーズに対応するとともに、保育の質の向上を図る必要がある。 ◆児童館、児童センターは、地域の中における子どもの健全育成に重要な役割を果たしており、未設置の市町村に対して設置の働きかけを行っていく必要がある。 ◆放課後児童クラブ、放課後子供教室は、全ての児童が放課後を安全に過ごし、多様な活動を行うことができるよう、「待機児童」を解消するため、両事業の計画的な整備を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒の人間性と社会性を育むための、地域における学習活動、各種体験活動の活性化。 ◆待機児童の解消に向けた、保育所等の計画的な整備推進及び認定こども園への移行促進。 ◆保育士の処遇の改善と人材の確保及び、保育士の資質の向上。 ◆国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進及び、放課後児童クラブに従事する職員の資質と専門性向上。
	(5) 子ども及び保護者の健康の増進等	第12条	<ul style="list-style-type: none"> ◆親の生活習慣が子どもに与える影響は大きく、子どもの生活リズムの乱れが懸念される現状から、基本的な生活習慣を身に付けるために、家庭や学校だけでなく、地域、企業、民間団体等が協力して取り組む必要がある。 ◆児童生徒の体力・運動能力は長期間にわたり全国平均を下回っている。体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、憂慮すべき状況である。 ◆本県では、肥満傾向児の出現率が高いことや、乳幼児の平均むし歯本数が全国的に見て多い状況であることなどから、学校における食育の推進、食習慣についての保護者の理解や関心を深め実践するよう積極的に情報提供していく必要がある。 ◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ニーズがある中、乳幼児の発達や疾病に関する相談が増加しており、出産後の母親の身体的ケアのほか、メンタルヘルスケアの充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校・家庭・企業等の関係機関との連携による、子どもの生活習慣確立に向けた取組の推進。 ◆市町村教育委員会との連携による、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の資質向上及び、子どもの運動意欲高揚を図るための運動機会創出の取組支援。 ◆「食育」の効果的な取り組み推進と、食育に対する県民一人一人の意識の高揚。 ◆各種健診等を通じた、妊娠期から子育て期における母子の健康状態の確保。 ◆小児医療に関わる医師確保や相談支援体制の充実及び、小児救急医療体制の整備促進。
	(6) 生活環境の整備の促進	第13条	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世帯への住居の安定支援が求められていることから、子育て世帯向け公的賃貸住宅の整備を促進する必要がある。 ◆子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設などのハード整備のほか、子どもやその保護者に対し、交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い、また、地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わないよう見守っていく必要がある。 ◆各学校においては、通学路の安全点検及び防犯訓練並びに防犯教室の開催により、児童及び生徒の安全確保や安全管理の徹底に努めるとともに、指導者を対象とした防犯教室指導者講習により職員の資質向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世帯向けの賃貸住宅の供給促進。 ◆地域住民や学校などの連携による、登下校時の児童生徒の交通安全活動の推進及び、通学路や学校周辺における交通信号機などの交通安全施設の整備促進。 ◆安全・安心まちづくり活動のリーダー養成と、「安全・安心まちづくり」に向けた県民の機運醸成。

条例の項目に沿った現状と課題等

基本的施策		条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
2 子どもへの支援	(1) 子どもに対する人権被害の未然防止等	第14条	<p>◆社会全体の子どもの権利に対する認識が不十分であることが要因の一つとなり、学校におけるいじめ、ひきこもり、不登校などの問題が発生している。さらに、保護者による児童虐待件数は増加傾向にあり、虐待は複雑化・深刻化している。</p> <p>◆全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを親や学校など関係者が十分に認識する必要がある。</p> <p>◆権利の侵害を受けやすい子どもを擁護するための体制の整備が求められるとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアや、問題を抱える子どもに対する早期の支援が必要である。</p>	<p>◆子どもが互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にしたい人間関係を築くための指導の充実及び、子どもの権利についての普及・啓発の推進。</p> <p>◆子どもの社会参画意識の高揚と、社会における責任感の醸成。</p> <p>◆児童虐待への積極的な対応と、関係機関による実効性の高いネットワーク体制の構築。</p>
	(2) 子どもからの相談への対応	第15条	<p>◆いじめや不登校、自死が社会問題化しており、心の問題を抱える子どもの身近な相談体制の構築が必要であるほか、家庭及び学校における子どもとのコミュニケーションが重要となっている。SNSによるネット上での誹謗中傷など見えにくいところでのトラブルも発生しており、問題をより深刻化・複雑化させている。</p> <p>◆特に、本県のおいじめ件数・不登校児童数は全国でも高い数値であり、危機感をもって受け止める必要がある。虐待や無気力、学業の不振、東日本大震災による影響など、児童生徒が抱える様々な悩みに対するきめ細やかなケアが必要となっており、相談体制の充実と困難を乗り越えるための支援強化の重要性が高まっている。</p> <p>◆性行動の低年齢化により、望まない妊娠のリスクが高まっている現状がある。思春期における性の悩みに対する適切な対応ができるよう、学校での性教育指導の充実を図る必要がある。</p>	<p>◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用による相談体制の充実。精神科医による子どもメンタルクリニック事業、デイケア事業等の支援の拡充。</p> <p>◆いじめ・不登校の未然防止に向けた、子どもが相談しやすい学級づくりの推進。</p> <p>◆児童虐待を未然に防ぐ、地域における相談支援体制づくりの強化。</p> <p>◆教職員をはじめとする性教育指導者向けの研修体制の強化。</p>
3 保護者への支援	(1) 家庭教育に対する支援	第16条	<p>◆子どもの人間形成の基礎を培う場である家庭の教育力の充実を図るため、保護者などに対する多様な学習機会や交流の場が必要である。</p> <p>◆核家族化により育児不安を抱えた保護者が増えており、家庭教育に関する情報発信が求められている。</p>	<p>◆地域の「教育力」の向上を目指した、家庭・地域・学校が連携する学習活動、体験活動の推進。</p> <p>◆親子のふれあいと、保護者同士のコミュニティづくりの支援。</p>
	(2) 雇用環境の整備	第17条	<p>◆育児しながら就労を希望する女性が増加する中で、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくない。</p> <p>◆子育て家庭が仕事と家庭の両立を図れるよう、各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりなど行政・企業・関係団体が一体となって取り組む必要がある。</p> <p>◆男性の育児休業取得率は低い数値で推移しており、取得しやすい環境づくりを進める必要がある。</p> <p>◆「働き方改革」を進めるため、労働者及び事業主への多様な働き方の普及啓発と、男女がともに責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を念頭に置きながら、意識改革に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>◆「ワークライフバランス」の実現に向けた、労働者及び事業主の意識改革のための各種支援制度の充実、広報による普及啓発の推進。</p> <p>◆子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを目指した、保育施設整備の支援。</p> <p>◆女性の採用・登用・職域拡大に取り組む事業所の紹介を通じた、女性の活躍に関する周知・啓発。</p>
	(3) 経済的負担の軽減	第18条	<p>◆経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあり、子育て世帯の経済的負担感が高まっている。特に、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は年々悪化しており、その対策が急務となっている。</p> <p>◆子どもを生み育てやすい社会の構築のため、少子化の要因の一つである子育てにかかる経済的負担感を、妊娠前から長期的かつ効果的に軽減していく必要がある。</p> <p>◆経済的支援を必要とするひとり親家庭が増加しており、子どもの貧困に陥らないよう支援制度活用のための普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>◆ひとり親家庭や低所得世帯への手当制度及び、経済的理由により就学な困難な子どもに対する就学援助制度の活用の促進。</p> <p>◆幼児教育の無償化や奨学金制度など国の動向を踏まえた、各種支援制度の拡充。</p> <p>◆多子世帯における経済的支援制度の推進。</p> <p>◆乳幼児医療費や母子父子家庭医療費及び特定不妊治療費の継続的な助成。</p>

条例の項目に沿った現状と課題等

基本的施策		条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
4 次代の子育てを担う者への支援		第19条	<p>◆若年者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、赤ちゃんと触れ合う経験も乏しく、結婚や親になる意識が低い状況にある。</p> <p>◆若年者の失業率が他年代と比較して高い現状を踏まえて、将来親となる若年層の就職問題が喫緊の課題となっており、若年者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要がある。</p>	<p>◆市町村との連携による、中学生や高校生を対象とした、結婚・妊娠・子育ての意識啓発を図る取組の推進。</p> <p>◆企業や学校などと連携した、ワンストップサポートによる若年者の就業支援の充実。</p>
5 特別な支援を要する子ども等への支援		第20条	<p>◆障害のある子どもを持つ保護者は、他の子育て家庭以上に大きな不安を抱えている。障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、専門的な支援が必要とされている。</p> <p>◆発達障害の早期発見・早期療育につながる相談体制の整備、地域における生活支援や日頃のケア、保育環境の充実など多様なニーズへの対応が求められている。</p> <p>◆東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、里親として認定しているが、里親に対し継続的に支援をしていく必要がある。子どもの健やかな成長には、里親の下で養育されるのが望ましいが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にある。</p> <p>◆発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要である。</p>	<p>◆障害の早期発見から療育まで一貫した効率的な相談体制の確保。障害児保育事業の充実及び放課後児童健全育成事業などによる、障害児受け入れ体制の整備。</p> <p>◆小児がん等小児慢性特定疾患児童とその家族に対する、適切な療養の確保及び、医療費助成による経済的負担の軽減など継続的な支援。</p> <p>◆里親への経済的支援の継続及び、研修会や意見交換会の開催による里親の質の向上。</p> <p>◆市町村・教育・医療・保健関係機関と連携した支援体制の構築及び、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりの推進。</p>
6 の子育てを支える社会的基盤	(1) 地域における子育て支援体制の充実	第21条	<p>◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民から助言や協力を得ることが困難な状況になっており、妊娠・出産から育児に関する相談・支援体制が必要である。</p> <p>◆保護者の子育てへの孤立感、負担感を解消するため、保護者が集い、相互交流を図る場の提供が必要である。</p>	<p>◆市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業や子育て援助活動支援事業等の整備・運営の支援。</p> <p>◆子どもの預かりなど、援助を受ける者と提供する者との相互援助活動を通じた、地域の子育て力の向上。</p>
	(2) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進	第22条	<p>◆子育てを取り巻く社会環境が大きく変化し、地域において個人及び団体が行う子育て支援活動が重要な役割を担っている。</p> <p>◆個人及び団体が行う子育て支援活動を促進するために、相互に交流し、活動内容を広く情報提供していくことが必要である。</p>	<p>◆地域で子育て支援活動に取り組む個人及び団体の情報発信及び、団体同士が交流できる機会の提供。</p> <p>◆子育て支援関係団体とのネットワーク形成を生かした、子育て支援を進める県民運動の展開。</p>
7 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援		第23条	<p>◆東日本大震災により、被災した子どもに対する心のケアの必要性が更に高まっており、震災の影響が考えられる不登校やいじめが増えている。不安を抱えた子どもたちに対する相談体制の充実のほか、成長に寄り添った多様な支援が必要となっている。</p> <p>◆生活環境の変化により、遊びや学ぶための環境が制限を受けており、環境整備や機会の提供が必要である。</p> <p>◆親を亡くしたり、家計が急変した世帯の子どもたちが平等に教育を受け、希望する進路選択ができるよう、長期的な経済的支援が必要である。</p> <p>◆震災により孤児となった子どもの多くは親族に里親委託されたが、里親が高齢化しており、子どもが自立するまで養育を続けることは困難になることが想定される。</p>	<p>◆震災の影響をうけた児童生徒の心のケアを担う、専門的な支援員の配置の促進。</p> <p>◆学校・家庭・関係機関が連携した相談体制の充実。</p> <p>◆市町村が設置・運営する「子どもの心のケアハウス」の運営支援。</p> <p>◆親を亡くした子どもたちの、生活安定、希望する進路選択の実現を目的とした、就学支援金・奨学金の長期的な支給。</p> <p>◆里親支援センター事業による、里親制度の普及啓発、児童の里親委託促進、里親の確保。</p>